

エフビットコミュニケーションズ株式会社  
むろと光サービス 自主放送番組基準

平成 23 年 4 月 1 日

エフビットコミュニケーションズ株式会社は、地域に根差した住民の基盤に役立つ、有線テレビジョン機関として、地域に貢献していく事を使命とする。

この自覚に基づいて、民主主義の精神に従い、言論及び表現の自由を守り、放送の責任を果たすことに努め、法と秩序を遵守して地域社会の信頼に応える。

放送にあたっては、以下の点に留意しながら番組制作を行う。

- (1) 的確かつ有意義な地域情報の提供
- (2) 地域のすぐれた文化・伝統の保存と育成・普及に貢献
- (3) 児童及び青少年に与える影響
- (4) 品位を保った健全な娯楽
- (5) 教育、教養、道徳の向上
- (6) 節度を守り、真実を伝える広告

1. 人権

- ①人権を守り、人格を尊重する。
- ②個人、団体の名誉を傷つけるような放送は行わない。
- ③性別、職業、精神的、肉体的特徴等によって取り扱いを差別しない。
- ④個人情報の取り扱い、プライバシー侵害には十分注意する。

2. 政治・経済

- ①政治に関しては、公正・公平な立場を守り、偏った内容にならないよう注意する。
- ②経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与える恐れのあるものについては、その取り扱いに注意する。

3. 家庭・社会

- ①家庭及び社会生活の安定を図ると共に、相互扶助精神の高揚に努める。
- ②人命を軽視する言動は是認しない。また暴力行為はどのような場合にも肯定的に取り扱わない。

4. 表現

- ①放送内容はすべてにわかりやすく、適正な言葉や文字を用いるように努める。
- ②不快な感じを抱かせる下品、卑猥な表現は避ける。
- ③人心に動揺や不安を与える表現を避ける。
- ④全ての犯罪行為を、誇大または刺激的に表現しない。

- ⑤ショッピング番組は、法令を遵守するとともに、事実に基づく表示をはっきり分かり易く行い、視聴者の利益を損なわないよう十分に注意する。
- ⑥放送の内容及び表現については、加入者の生活時間との関係を十分に考慮する。
- ⑦児童や社会的弱者に対する虐待、または違法な性を是認するような表現、描写は慎重に取り扱う。
- ⑧サブリミナル的技法は使用しない。
- ⑩短周期の繰り返し点滅や輝度が急変する等の表現については、身体への影響に十分配慮する。

## 5. 言論

- ①言論の自由を確保する。また外部のいかなる勢力によっても言論統制は受けず、支配されることはない。

## 6. 宗教

- ①宗教、信仰の自由を尊重し、公平に取り扱う。また、みだりに否定、中傷してはならない。
- ②特定宗教の為の寄付や募集は取り扱わない。
- ③宗教に関連するお知らせ放送は、前項の活動に該当しないか判断する。

## 7. 教育

- ①放送の対象を明確にし、番組の内容が対象者に有益かつ適切でなければならない。
- ②学校教育関係法令に準拠し、放送をおこなう。

## 8. 教養

- ①教養番組は、視聴者が生活向上の知識を深めると共に、一般教養の向上を図る。
- ②専門分野に関する放送に関しては、その学術性の件に及び重要性を尊重する。

## 9. 広告

- ①広告放送は、関係法令等に反するものであってはならない。
- ②広告は、分かりやすく適正な表現を行い、番組と広告の区別がつかないような内容の放送は行わない。
- ③広告放送では真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならない。

## 10. 訂正

- ①放送が事実と相違している事が明らかになった時は、速やかに取り消し訂正を行う。